

東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業 入札説明書等に関する個別対話の議題の内、入札参加資格審査に係る議題への回答

・東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業入札説明書等に関する個別対話の議題について、入札参加資格審査に係る議題への回答を公表します。

・議題は、原文のまま掲載しています(明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された場合については、一部修正しています。)

令和7年8月8日

東大阪市

■入札説明書等に関する個別対話の議題への回答

No	議題	項目等	確認したい内容	建旨・理由	回答案
1	資格申請書類について	様式集 α-4	「2. 建設業法施行規則(昭和24 年建設省令第14 号)第18 条の2に違反していないことを証する書 類を本様式の後(うしろ)に添付します。」とありますが、具体的に「建設業法施行規則(昭和24 年建設省令第14 号)第18 条の2に違反していないことを証する書類」とは何を指すのでしょうか。		建設業法施行規則第18条の2の規定は経営事項審査の受審に関するものです。経営事項審査の受審については、有効期間内の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の添付を求めていることから、「建設業法施行規則(昭和24 年建設省令第14 号)第18 条の2に違反していないことを証する書類」の添付は不要とします。 なお、様式について添付のとおり修正いたします。